

4月から年次有給休暇5日以上の取得が義務化に

# 「働き方改革」の対応策

## 職場で取り組むべきことは？

主催：加茂商工会議所

「働き方改革関連法」施行まであとわずかです。この法案は全ての事業所が対象となり、順次準備を進めていかなければなりません。年次有給休暇5日以上の取得義務化や時間外労働の上限規制、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の待遇格差の禁止など、中小企業にとっては重要な問題です。

本セミナーでは「働き方改革」に対応し、併せて労働力向上につなげるべき職場環境の整備等、事例を交えてわかりやすく解説いたします。ぜひ奮ってご参加ください。

1. 日 時 平成31年3月11日（月）14:00～15:30
2. 会 場 加茂商工会議所会議室
3. 講 師 社会保険労務士法人 こじま事務所  
所長 小島正晴 氏
4. 内 容 (1)人口減少社会における働き方改革の必要性  
(2)年次有給休暇5日取得義務化に伴う対応策  
(3)職場の魅力度アップのための取り組み（ワーク・ライフ・バランス  
テレワーク、フレックスタイム制、インターバル制度など） 他
5. 受講料 会員 1,000円 非会員 3,000円
6. 定 員 20名
7. 申込み 下記申込書に記入のうえ、3月4日（月）までに事務局（担当／渡邊  
TEL:52-1740・FAX:52-4100）までお申し込みください。



切らずにこのままFAXしてく

ワーク・ライフ・バランスセミナー受講申込書

(担当／渡邊 FAX:52-4100)

事業所名		住 所	
T E L		F A X	
受講者名		受講者名	